

## 第 15 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を 有する者の意見の概要



## 第 15 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第 12 条の規定に基づき、「和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」の縦覧が、以下の期間行われた。

期間:令和 5 年 1 月 10 日(火)～令和 5 年 2 月 10 日(金)

場所:埼玉県環境部環境政策課、埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県西部環境管理事務所、和光市建設部都市整備課、さいたま市環境局環境共生部環境対策課、戸田市環境経済部環境課、朝霞市都市建設部まちづくり推進課、東京都板橋区資源環境部環境政策課、東京都練馬区環境部環境課の各庁舎内

「埼玉県環境影響評価条例」第 14 条第 1 項の規定に基づき、準備書について令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 2 月 24 日(金)までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、住民からの意見はなかった。

